

建設水道委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

第77号議案	平成28年度長崎市一般会計補正予算（第2号） 第1条 第2項中 歳出 第8款 土木費 第3条 債務負担行為の補正 第8款 土木費	原案可決
--------	---	------

第77号議案「平成28年度長崎市一般会計補正予算第2号」のうち、建設水道委員会所管部分における審査の経過並びに結果については、土木費において、国の地方創生推進交付金を活用し、民間住宅の空き家状況やその所有者、利用の意向などを調査し、活用可能な空き家を空き家・空き地情報バンクへ登録し、公表することで、移住・定住につなげるための活用可能空き家調査費が計上されました。

委員会では、

- ・活用が見込める空き家の判断基準
- ・空き家・空き地情報バンクをホームページで公開するにあたり、公開方法の工夫の図り方
- ・専門的知識を有していない臨時職員が空き家の現地調査を実施することの妥当性
- ・空き家の所有者を特定し、意向確認を行う作業の今後の見通し
- ・式見や福田、茂木地区など旧市内の周辺部における活用可能な空き家調査を実施する考え

についてたすなど内容を検討しました。

次に、同じく土木費において、大園団地公営住宅建設事業に係る債務負担行為が計上されました。

委員会では、

- ・団地内に整備予定の大園公園の多面的な活用方法
- ・本市にとって昨年度の内示が厳しい状況だったことから、事業の財源である国庫支出金の今年度の内示見通し

についてたすなど内容を検討しました。

審査の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第89号議案	長崎市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
--------	--------------------	------

第89号議案「長崎市営住宅条例の一部を改正する条例」については、今回の改正は、老朽化に伴い、長崎市営東端住宅を廃止しようとするものです。

委員会では、

- ・市営東端住宅の入居者が全員退去し、空き家となった時期
- ・本市への移住・定住につなげるため、廃止しようとする公営住宅を活用する考えの有無

についてたすなど内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第93号議案	市道路線の認定について（認定2件）	原案可決
--------	-------------------	------

第93号議案「市道路線の認定について」は、道路整備事業等に伴い、市道路線を認定しようとするものです。

委員会では、

- ・東町の市道認定にかかわり、都市計画道路東長崎縦貫線の工事完了見込みの時期についてたすなど内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第94号議案	都市公園を設置すべき区域の決定について	原案可決
--------	---------------------	------

第94号議案「都市公園を設置すべき区域の決定について」は、館内町の一部を都市公園を設置すべき区域として決定しようとするものです。

委員会では、

- ・唐人屋敷顕在化事業として公園整備を行うに当たり、館内市場及び牟田口市場を廃止し、解体することについての市場関係者との合意形成の有無
- ・市場は長崎の観光資源であり、長崎の風景の大事な要素という声もある中で、公園を

整備することによるメリットを打ち出していくための取り組み方針

- ・用地買収に伴う補償に関し、住民への事前説明の開始時期
- ・長崎の中国との交流の歴史をイメージしながら取り組みを進め、発信力のあるものにしていく必要性

についてたすなど内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。